

2022
11月
No.583

かりや



か り や



碧南市（貞照院の秋）

写真提供：山中 一弘 氏

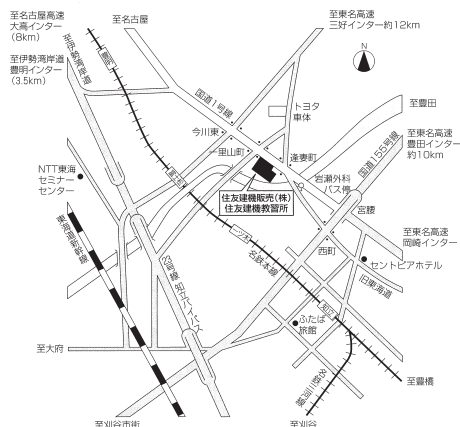
も く じ

労働災害防止講習会が開催される.....	1
「第81回全国産業安全衛生大会」開催される	2
11月は「過労死等防止啓発月間」です	3
11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です	4
11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です	4
愛知労働局管内死亡災害発生状況.....	5
愛知県の全産業死亡災害.....	5

労働者死傷病報告書受付状況.....	6
愛知県特定最低賃金が12月16日から改正予定	6
監督署だより.....	7
衣浦東部保健所コーナー.....	8
エッセイ 労務屋の昨今.....	9
会員だより.....	11
お知らせ.....	12

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水					
11月	移動式クレーン	●学科試験																																		
	クレーン・ デリック	学科講習										学科講習																								
		学科実技併合																																		
	衛生管理者																																			
	車両系建設機械	14Hコース 18Hコース 38Hコース										14Hコース					14Hコース 18Hコース 38Hコース					14Hコース														
	解体用機械																																			
	不整地運搬車																																			
	小型移動式クレーン																																			
	玉掛																																			
	クレーン特別教育 玉掛（B）併合																																			
	高所作業車																																			
	床上クレーン																																			
	ガス溶接																																			
特別教育	アーク溶接					小型車両系					アーク溶接					ローラ特別					アーク溶接					小型車両系					アーク溶接					
	機械研削砥石										自由研削砥石					粉じん作業										自由研削砥石										
	酸欠										14Hコース					低圧電気取扱					高所特別					高所特別										
	玉掛け特別					フルハーネス					巻上げ機（ウィンチ）					14Hコース（ウィンチ）					フルハーネス					フルハーネス										
安全衛生教育等		振動工具																																		
		対弘機取扱教育																																		
		職長教育																																		
12月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
	移動式クレーン																																			
	クレーン・ デリック	学科講習																																		
		学科実技併合																																		
	衛生管理者																																			
	車両系建設機械	14Hコース 18Hコース 38Hコース																				14Hコース					14Hコース 18Hコース 36Hコース					14Hコース				
	解体用機械																																			
	不整地運搬車																																			
	小型移動式クレーン																																			
	玉掛																																			
	クレーン特別教育 玉掛（B）併合																																			
	高所作業車																																			
	床上クレーン																																			
	ガス溶接																																			
	特別教育	小型車両系					アーク溶接					ローラ特別					自由研削砥石					高所特別					アーク溶接					小型車両系				
							機械研削砥石					自由研削砥石															粉じん作業									
酸欠					巻上げ機（ウィンチ）					玉掛け特別					クレーン特別					14Hコース					14Hコース 低圧電気取扱											
フルハーネス															フルハーネス										フルハーネス											
安全衛生教育等		有機溶剤																																		
		丸のこ																																		
		振動工具																																		
		職長教育																																		
		対弘機取扱教育																																		



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。
24HいつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ ホームページアドレス <http://nagoya.sumitomokenki.co.jp>

交通機関

- ・ 名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・ 知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・ 国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所

愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

労働災害防止講習会が開催される

去る、10月18日(火)に刈谷労働基準監督署の後援のもと、「労働災害防止講習会」をあいち産業科学技術総合センター 交流ホールにて107名の多数参加のもとで開催されました。



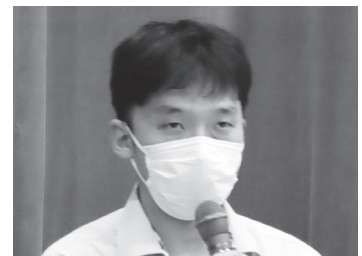
機部安全部会長



橋本署長

当日は、(株)イノアックコーポレーションの機部安全部会長から、社会情勢の変化に対応した、持続可能な安全管理の必要性について挨拶されたあと、刈谷労働基準監督署の橋本署長から、当署管内の労働災害の発生状況、経営全体の管理としてリスクアセスメントの活用推進、最低賃金の改定について挨拶されました。

最初に、刈谷労働基準監督署 村田地方産業安全専門官より、「機械等の採用と監督署への設置届について」と題して説明がありました。機械等の採用については、構造規格が定められている機械や、過去に災害のあった機械だけでなく、あらゆる機械に対応する考え方として「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく、製造者と使用者の2段階でのリスクアセスメントの実施や、残留リスクなどの情報の共有について説明をされました。また、監督署への設置届については、届出の対象となる機械や、届出に必要な書類など、手続き上重要なポイントについての説明をされました。



村田地方産業安全専門官

次に、三矢弘二労働安全コンサルタントから「リスクアセスメントの進め方について」と題して、リスクアセスメントを実施するにあたり、系統的にリスクを洗い出す手順、洗い出したリスクの客観的な評価とリスクの大小による処置の明確な基準、そしてその対策の優先度付けまでの一連のプロセスについての大切さを、自らリスクアセスメントを実施した経験を踏まえて説明をされました。



三矢弘二氏

そして、これからの安全衛生活動として、安全は技術で創る（論理的に構築する）時代だとして、リスクアセスメントの重要性を話されました。

尚、当日配布した資料が必要な場合は、刈谷労働基準協会までお問い合わせ下さい。

「第81回全国産業安全衛生大会」開催される

中央労働災害防止協会主催の「第81回全国産業安全衛生大会」が10月19日～21日に福岡県福岡市のマリンメッセ福岡及び、福岡国際会議場にて開催されました。

本年度の大会テーマを「大宰府の地 皆で学んで高めよう 安全・健康の知恵」とし、初日は総合集会として、表彰式、特別講演を行い、2日目、3日目は特別セッションを含む13の分科会活動から各事業場での研究発表・事例報告、及び専門家による講演・パネルディスカッション等のプログラムが行われました。

初日の開会式では、全国から6200名あまりの参加者を迎えて、中央労働災害防止協会副会長の開会の辞、中央労働災害防止協会会長の大会式辞、厚生労働大臣の祝辞等のあと、大会宣言が採択されました。



中村義哉氏

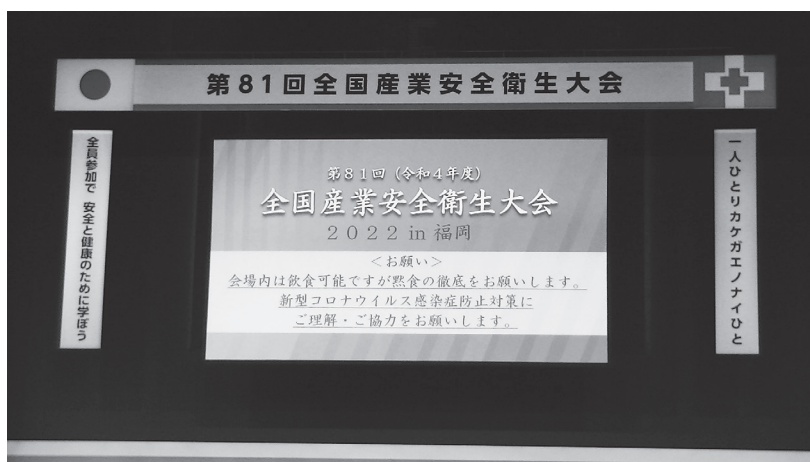
大会3日目の安全管理活動分科会にて、当協会会員の(株)デンソー 安全衛生環境部 安全衛生室の中村義哉氏より、「管理監督者の安全管理に関する考察～自職場の安全をしっかりと観るために～」と題して、事例発表がありました。

管理監督者が自職場の安全をしっかりと観れていないことに起因する災害の抑止が課題であり、グループ各社における20件の災害事例について深掘りした研究と、異業種会社訪問調査の結果から、再発防止において最も重要と考える「管理監督者のための職場環境面でやるべきこと」として整理したポイントについて、提言する事例となっています。

本年度の大会では、リスクアセスメントに関するもの、メンタルヘルスに関するもの、化学物質に関するもの、そしてデジタルトランスフォーメーション（DX）に関するもの等、様々な取組の報告がありました。

当管内からも、遠方にかかわらず多くの方が参加されました。この紙面をお借りしてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

尚、来年は9月27日(水)から3日間、ポートメッセなごやにて愛知県で8年ぶりに開催されます。



愛知労働局

— 3 —

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

愛知労働局

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

STOP! しわ寄せ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

気をつけてください。その発注がどこかの職場で「しわ寄せ」を生んでいるかもしれません。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
中小企業庁 | 公正取引委員会
https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwasen/2023/11/

STOP! しわ寄せ

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）」に基づき、事業者の雇員は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる適正な労働は、適労発注の発注に支障を及ぼすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・過初納入・終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

【発注時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用課（労働部）にご相談ください。】

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

- ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！
 - やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
 - 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。
- ② 発注内容は明確にしましょう！
 - 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
 - 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないよう十分に配慮すること。
- ③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！
 - 親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

【中小企業の取引上の悩み相談は、下請けのみ ☎ 0120-418-618 にご相談ください。】
【受付時間】9:00～12:00、13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く） 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
お近くの「下請けのみ」の窓口があります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月5日（土）には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当による特別労働相談を実施します。
【受付時間】9:00～17:00（11月5日（土）のみ）
※11月5日（土）のみ、各労働基準監督署・労働基準相談センターに ☎ 0120-811-610 に相談できます。

STOP! しわ寄せ キャンペーン

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

愛知労働局

正社員、パート、アルバイト。

雇用形態に関わらず、ひとりでも雇っている場合、事業主は労働保険の手続きを行う義務があります。

忘れずに労働保険の手続きを。

◎詳しくは、愛知労働局、労働基準監督署又はハローワークへ ご相談ください。

- 労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。
- 電子申請での手続き、口座振替納付が便利です（電子申請は24時間、365日いつでもOK！）。

事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などを確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

成立手続義務のある事業場

次の事業場は、労働保険の成立手続が法律で義務づけられています。
（強制適用事業場）

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者が1人以上で雇っている事業場は強制適用事業場であり、成立手続を行う義務があります。

※法人の役員、取締役の職務等に関する事項については、強制適用事業場から除外されています。役員を除く従業員が1人以上で雇っている事業場は、原則として強制適用事業場に該当するものとされます（役員を除く従業員が1人以上で雇っている事業場）。

労働者とは？

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者が1人以上で雇っている事業場は強制適用事業場であり、成立手続を行う義務があります。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は短時間労働者も対象となります。

成立手続を怠っていると？

- ① 遡って保険料を徴収するほか、過徴金も徴収します。
労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が徴収により成立手続を行い、労働保険料を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていない期間中の期間について遡って徴収することとなり、併せて、過徴金も徴収します。また、労働保険料や過徴金を支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。
- ② 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。
事業主が、故意又は重大な過失により労働保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労働保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による労災保険の給付額を、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。
- ③ 事業主の方のための助成金が受けられません。
雇用保険助成金（失業給付金）は、雇用保険料を納付した事業主にのみ支給されます。労災保険料を納付しない事業主は、雇用保険料を納付しないため、失業給付金を受け取ることができません。詳しくは、厚生労働省ホームページ「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。電子申請での手続きをご利用いただく、行徳欄に記入することなく、自宅やオフィスいつでも申請等の手続きを行うことができます。

電子申請での手続き、口座振替納付の便利。
労働保険料及び一掃徴収金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。詳しくは、厚生労働省ホームページ「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。電子申請での手続きをご利用いただく、行徳欄に記入することなく、自宅やオフィスいつでも申請等の手続きを行うことができます。

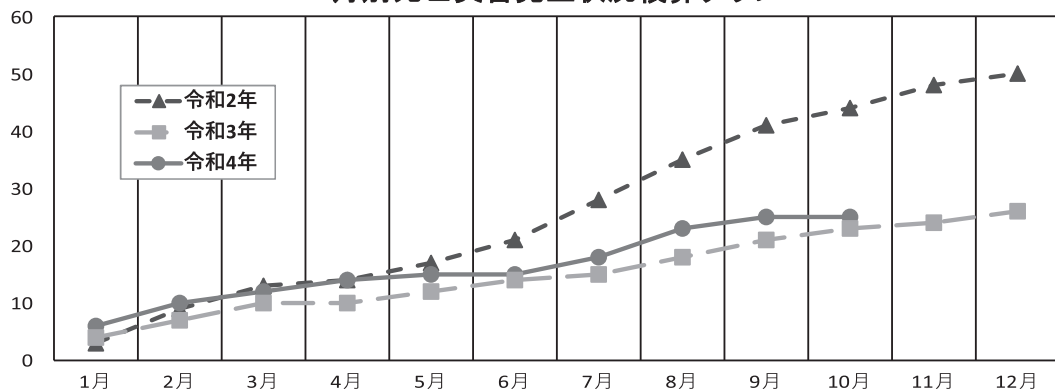
愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和4年10月7日現在の速報値）

愛知労働局

業 種	年 別	令和4年（速報値）	令和3年同時期（速報値）	令和3年確定値
製 造 業	造 業	4（1）	10（1）	12（1）
	食 料 品 製 造 業		1	1
	化 学 工 業		1	1
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	1（1）	2	2
	金 属 製 品	2	1（1）	1（1）
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1	2	4
	そ の 他		3	3
建 設 業	設 業	9	3	5
	土 木 工 事 業	3		
	建 築 工 事 業	5	3	5
	そ の 他	1		
陸 上 貨 物 運 送 事 業	運 送 事 業	3	1（1）	1（1）
	卸 売 業	1	2（2）	2（2）
	小 売 業		2（2）	2（2）
	そ の 他			
清 掃 ・ と 畜 業				
上 記 以 外 の 事 業		8（3）	4（1）	6（1）
合 計		25（4）	20（5）	26（5）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

月別死亡災害発生状況積算グラフ



愛知県の全産業死亡災害

（令和4年10月7日現在）

愛知労働局

発 生 月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R4.7.13. 10：30	木造家屋 建築工事業	9名以下	大工	70代	34年	墜落・転落	はしご等	新築木造住宅の内装工事作業を行っていた被災者が、1階から2階にかけられたはしごより墜落したもの。
R4.9.12. 4：30	商業	50～99名	作業員・ 技能者	50代	13年	墜落・転落	その他の 仮設物等	被災者は冷凍倉庫内でピッキング作業を行っていたが、頭から血を流して倒れた状態で発見された。棚からの墜落が原因と考えられる。
R4.9.26. 15：00	その他の事業	100～299名	作業員・ 技能者	60代	30年	墜落・転落	開口部	被災者は客先で空調用冷水機機の調整作業に当たっていたが、中庭で頭から血を流して倒れている状態で発見された。作業を終えて歩いていた時に施設の屋上から墜落したものと推定される。

令和 4 年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和 4 年 9 月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	14		128		153		-25		建 設 業 計	2		25		17		+8	
食 料 品	3		18		29		-11		土 木	1		6		4		+2	
織 維					1		-1		建 築	1		13		9		+4	
木材・木製品			2		1		+1		そ の 他			6		4		+2	
製紙・印刷			3		1		+2		交通・運輸業	2		39		54		-15	
化 学	2		13		4		+9		陸上貨物業					3		-3	
窯業・土石			4		6		-2		港湾荷役業								
鉄鋼・非鉄	1		9		10		-1		商 業	10		41		46		-5	
金属製品	1		23		29		-6		接客・娯楽業	2		16		20		-4	
一般機械	1		14		5		+9		清 掃 業	4		26		12		+14	
電気機械			2		3		-1										
輸送用機械	5		32		56		-24		そ の 他	146		347 (1)		81		+266	+1
その他製造	1		8		8				合 計	180		622 (1)		386		+236	+1

※本統計は令和 4 年 9 月末までの労働者死傷病報告（休業 4 日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

愛知県特定最低賃金が 12 月 16 日から改正予定

労働基準部賃金課

令和 4 年 10 月 14 日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県特定最低賃金（2 業種）の時間額を改正決定する旨の答申を受けました。（令和 4 年 12 月 16 日効力発生予定）

- ・製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金 答申金額（時間額）1,018 円
- ・輸送用機械器具製造業最低賃金 答申金額（時間額）997 円



（写真左側 中山会長、写真右側 代田局長）

愛知県最低賃金が時間額 986 円に改正

刈谷労働基準監督署

令和 4 年 10 月 1 日から、愛知県最低賃金が時間額 986 円（前年比 31 円増額）に改定されました。最低賃金制度とは、年齢や、パート、学生アルバイトなど働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度で、最低賃金審議会の調査審議に基づき都道府県ごとに決定されます。愛知県最低賃金は、愛知県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

ところで、最低賃金には、愛知県最低賃金のように都道府県ごとに定められる「地域別最低賃金」のほかに、「特定最低賃金」があります。特定最低賃金は、特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されるもので、愛知県では、以下の 3 件が定められています。

特定最低賃金 (令和 3 年 12 月 16 日から)	時間額 (円)
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。）	996
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く。）	968
輸送用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業を含む。船舶製造・修理業、船用機関製造業及び自転車・同部分品製造業を除く。）	976

地域別最低賃金と特定最低賃金が同時に適用される場合、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。今回の改定により、愛知県最低賃金額が、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の特定最低賃金額を上回りました。よって、これらの産業の労働者とその使用者には、令和 4 年 10 月 1 日から少なくとも次の特定最低賃金改定前日までの間、高い方の愛知県最低賃金が適用されます。

厚生労働省では、最低賃金の引上げの環境整備のため、生産性の向上に取り組む中小企業の皆様に対して、以下の支援を実施しております。

《業務改善助成金》

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。

【お問い合わせ先】

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8：30～17：15）



業務改善助成金





今月は安城市からのお知らせです

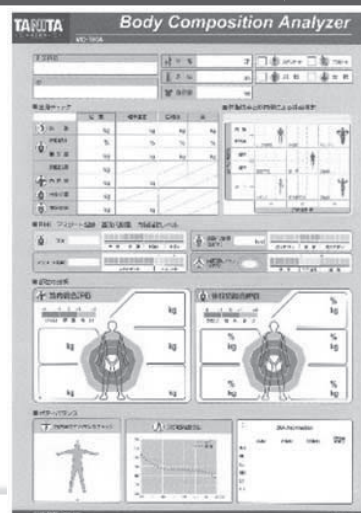
「喫煙者が多い」「肥満が多い」など、
職場の健康課題を抱えていませんか？
保健センターにご相談ください。

健康づくり取組例

「健康関連機材を用いた健康測定会」

部位別の体脂肪や筋肉量、血管年齢などを測定することで健康づくりに取り組むきっかけを作ります。

健康メニューをご活用ください



TANITAの業務用
体組成計を無料で
貸し出します

健康関連資材貸出 無料です!!

閉庁日含む7日間の貸出が可能です（応相談）

貸出品 体組成計・血管年齢計・脳年齢計・握力計・長座体前屈計 など

方法 7日前までに借用申請書兼承諾書を提出してください

あんじょう健康マイレージ事業 オススメ!!

健康診断、体重測定など健康づくりを実践してポイントを貯める事業です。紙シートもしくはアプリでポイントを貯めると、「あいち健康づくり応援カードまいか」がもらえたり、豪華賞品があたる抽選に参加することができます。

対象 安城市在住・在勤・在学の方

期間 抽選は令和4年6月から令和5年3月2日まで

iPhone版



android版



まちかど講座

保健師、管理栄養士、歯科衛生士が職場に出向いて健康についてのお話をします。従業員向けの健康講話などにぜひご活用ください。

目安 1テーマ45分（講話時間短縮可）
日時は応相談（土日の対応可）



安城市メニューのお申込・お問い合わせ先

〒446-0045 安城市横山町下毛賀知106番地1

安城市 保健センター

TEL : 0566-76-1133 FAX : 0566-77-1103

安城市に住所を置く
企業を対象として
います

一般社団法人 東海労働経済研究所

代表理事 小栗 利治

(前愛知紛争調整委員会委員)

70 歳就業対応

個人的事情から、私事を先に書かせて頂く。私は満年齢で 91 歳を 3 月に超えた。超高年齢者。

「仕事は何か出来るか」と尋ねられれば、永年、日常が就業まがいの生活であったので、「半日位なら、就業は可能だ」と今でも思っている。

「70 歳まで就業・対応鈍く」の記事が 6 月に新聞報道された。

その根拠は何かと尋ねられれば、高年齢者雇用安定法の規定の改正等により、「定年が 70 歳未満の企業で 65 歳以上 70 歳未満の社員」への「就業確保措置」が努力義務化されたからである。然し、その気配は少ない。私の周辺ではその動きが感じられないのである。

経団連加盟社でさえ対応済は 2 割強だと言う。「どこの会社でも、若年労働者を求めるのが自然だ」。

65 歳前後で大方の人は会社等を退職するが多い。

退職したからと家でゴロゴロは家庭内粗大ゴミ扱い？で、仕方がないので近場の喫茶店で「暇つぶし」、「家事手伝いでもすれば…」と言われたとて、「粗大ゴミがうろうろしている位の役立たず」家族は「うちのことに手を出すな」である。であるから、時間の潰しようがないのである。「行った喫茶店でコロナを拾いかねないが…」。「たまり」の喫茶店でコロナに感染することを、恐れながらの暇つぶしなのである。

下図は本年 6 月 27 日付の日経から

(注) ブラブラ、ゴロゴロと動き周られたら、「つまづいた、階段から落ちた」ら、労災→件数が増える。

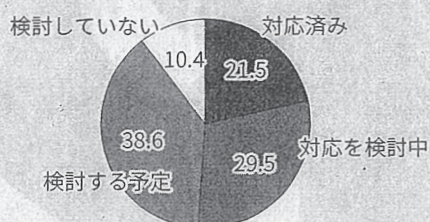
いろいろな部署に配置すれども先輩は体が動かず口ばかり、第一に先輩だから使いにくい。

厚労省は就業確保措置で 5 類型を提示

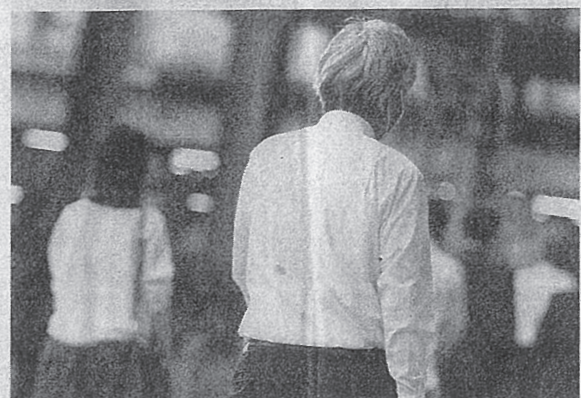
類型	措置の導入・検討企業での採用割合
70 歳まで再雇用	94.3%
70 歳定年	2.6%
定年廃止	3.6%
70 歳まで業務委託	18.7%
70 歳まで社会貢献	自社で 3.6% 出資先等で 4.7%

(注) 採用割合は経団連調査に「対応済み」「検討中」とした企業からの複数回答を集計

70 歳までの就業確保措置の導入は遅れている



経団連「人事・労務に関するトップ・マネジメント調査」



高齢者の雇用基準の策定に悩む企業も多い

コロナで在宅勤務は増えた。自宅の一室を作業場に行っている人も多い。そしてそれにも馴れた。私なら思う。「在宅勤務にしてくれ」会社への往復は「通災」の危険も多いが、在宅なら全くそれがない。ところが在宅勤務可能な人は「技系」に限られ、「文系」はほとんど「在宅で仕事できる？」である。あだかも総務省は8月9日、「住民基本台帳に基づく国内の日本人の総人口（今年の1月1日現在）を発表、前年比61万9,140人（0.50%）減の1億2,322万3,561人、（0.50減）」13年連続の減少となった。「少子化対策も急務」としている。

殖えなければ、「おとしより」も、若者に「おんぶ」に「だっこ」とはムリ、自活をしなければならない。少々ムリしてでもある。

幸い、強制しなくても、70歳過、まだまだやるぞ…と言う人も、かなりいるのだ。

老人は働かず、口だけ達者では若い者に嫌われる。ましてや若い者に「お金をくれ」と言えば更に嫌われるであろう。

黙々と働き、家族がお年寄りのお金を欲しそうにしたら、躊躇なく与える。大切に大切に、その老人は若い人にされるだろう。

然し、小出しに限る。持っていれば、いつまでも、家族はその人をダイジにするであろう。



会員だより

刈谷支部

《会社概要》

社 名 株式会社弘伸運輸
代 表 者 代表取締役社長 吉田 樹生
設 立 1972 年 7 月
資 本 金 2,280 万円
従業員数 154 名（2022 年 9 月 1 日現在）
所 在 地 【本社・第 1 車庫】 刈谷市東新町 5-209 TEL 0566-22-1148
【小垣江営業所・第 3 車庫】 【小垣江荒池第 2 車庫】 【安城第 5 車庫】
認 証 等 ISO9001・ISO14001 認証取得（一般貨物自動車運送事業）
ホームページ <http://www.katch.ne.jp/~koshin/>



造った人の気持ちを考え、安全輸送で新しい飛躍を

創業以来、輸送業務一貫で業界の発展、地域の皆様の支えと共に成長してまいりました。

「客先に愛され信頼される企業」をモットーに邁進しています。輸送品目は自動車部品、食料品、家庭用品です。未来に向かって働きがい、生きがい、快適な暮らしを求めて前進しています。

◎最近の取組み…介護タクシー

介護タクシー事業に参入し、約 8 年が経過しようとしております。現在 4 台の介護タクシーで営業しております。1 人でも多くの高齢者、障がいを持たれた方、また、1 人での移動が困難な方が病院への通院、外出の手段として気軽に利用でき、お役立てるよう活動しております。

◎人材の育成…感謝と反省

感謝の気持ちをもつ人間に。何事にも反省できる人間に。過去にとらわれず、未来に向かっていつも希望を失わず、信念を持って仕事をする人をいつでも歓迎いたします。

◎社会貢献…相撲・フードドライブ

- ①アマチュア相撲を応援しています。毎年 9 月、刈谷市体育館で行われる「全国選抜、実業団・大学相撲刈谷大会」へも積極的に携わっております。
- ②フードロスをなくすため、家庭等で余った食品を必要な人に届ける「フードドライブ」活動を行っているボランティア団体、「いこまい刈谷」への応援を行っております。

《事業内容》

トラック輸送事業（一般貨物自動車運送事業）



介護タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業）



お知らせ

労働衛生講習会開催について

1. 日 時 2022 年 12 月 19 日(月) 13:30~15:00
2. 会 場 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター 交流ホール
(刈谷市恩田町 1 丁目 157 番地 1 TEL 0566-24-1841)
3. 定 員 80 名 (先着順・定員になり次第締め切らせていただきます)
4. 次 第
 - 1) 挨拶 (一社) 刈谷労働基準協会 永坂衛生部会長
刈谷労働基準監督署 橋本署長
 - 2) 説 明 ①「最近の労働衛生行政の動向について」
刈谷労働基準監督署 藤下労働基準監督官
②「職場におけるメンタルヘルス対策」
愛知産業保健総合支援センター 早川保健師
5. 参加費 無料 (非会員の方でも無料です)

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等		開催月日		学科会場	実技会場	受講料
		学 科 (日)	実 技 (日)			
技 能 講 習	ガ ス 溶 接 作 業 主 任 者	1 月 14 日	1 月 17 日	ポ ー ラ ビ ル	愛 知 製 鋼 (株)	13,780 円
		1 月 25 日	1 月 28 日		トヨタ教育センター	
	乾 燥 設 備 作 業 主 任 者	1 月 18 日	1 月 19 日	ポ ー ラ ビ ル		13,450 円
		1 月 31 日	2 月 1 日			
	は い 作 業 主 任 者	1 月 23・24 日		ポ ー ラ ビ ル		12,895 円
そ の 他	建 築 物 石 綿 含 有 調 査 者	1 月 23・24 日		国 際 会 議 場		45,280 円
		1 月 30・31 日				
	マ ス ク フ ィ ッ ト テ ス ト 実 施 者	1 月 18 日		名 古 屋 市 公 会 堂		26,080 円

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講 習 名	日 程	会 場	会 費	
			会 員	非 会 員
危険予知訓練 (KYT) 1 日研修会	1 月 31 日	あいち産業科学技術総合センター	16,830 円	18,700 円

刈谷労働基準協会主催講習会

講習名		日程	会場	会費	
				会 員	非会員
技能講習	31H フォークリフト	(学) 12月2日 (実) 12月3・4・10日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,950 円	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	12月22・23日	あいち産業科学技術総合センター	13,980 円	
		1月10・11日			
		1月26・27日			
	有機溶剤作業主任者	12月12・13日	あいち産業科学技術総合センター	13,980 円	
		1月16・17日			
		12月5・6日	竜美丘会館	12,980 円	
	石綿作業主任者	12月7・8日	あいち産業科学技術総合センター	14,240 円	
		1月12・13日			
		1月17・18日			
特別教育	プレス金型取替調整	(学) 12月8日 (実) 12月9日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	14,200 円	17,200 円
	アーク溶接	(学) 12月15・16日 (実) 12月24日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	20,000 円	23,000 円
	産業用ロボット	(学) 12月14・15日 (実) 12月16日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	36,500 円	40,000 円
		(学) 12月14・15日 (実) 12月24日			
	低圧電気 (実技7H含む)	(学) 12月20日 (実) 12月21日	刈谷商工会議所	16,000 円	19,000 円
		(学) 1月24日 (実) 1月25日			
その他の教育	職長教育（製造業）	1月18・19日	あいち産業科学技術総合センター	14,000 円	17,000 円
	安全管理者 選任時研修会	1月10・11日	あいち産業科学技術総合センター	19,000 円	22,000 円
	有機溶剤業務従事者 労働衛生教育	12月19日	あいち産業科学技術総合センター	8,600 円	11,600 円
	衛生管理者 受験準備勉強会	1月12・13日	あいち産業科学技術総合センター	19,500 円	22,500 円
	衛生推進者養成講習	12月22日	あいち産業科学技術総合センター	9,850 円	

※会費にはテキスト代、昼食代、消費税を含みます。

<https://www.kariya-rouki.or.jp>

会 報

会報のバックナンバーを刈谷労働基準協会ホームページにて掲載しております。

<https://www.kariya-rouki.or.jp> 是非ご覧ください。

安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害 ☐ 緑

不 休 災 害 ☐ 黄

休 業 災 害 ☐ 赤

労 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050

労働衛生コンサルタント

産業医学研究所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町 631 番地 ロイヤルシティ岡崎公園 1202 号室

TEL (0564) 21-0050 FAX (0564) 21-0025

E-mail : hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



MetLife

メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エイジェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.

www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング

外国人労働者・技術者派遣事業

特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7

Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

おかげさまでミドリ安全は 創業70周年

70周年特設サイト



MIDORI ANZEN



ミドリ安全株式会社

【ミドリ安全のご紹介】

ミドリ安全の概要が分かる動画を公開中。是非ご覧ください。



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）

一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1

☎ 052-602-4747

FAX 052-602-6821

《四大定期刊行誌》

●単行本

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥25,715+税

年度版 **安衛法便覧**

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/15,000円+税

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

◎労働基準調査局とは

一切関係ございません。(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエフビル2F

TEL 052(211) 2073

印編 一発
刷集 般社行
所人 団法所

(株)刈谷市ハートビルズ刈谷ビル五階
刈谷市高松町一〇八五三
刈谷労働基準協会 電話 〇五二六二一六三三三
刈谷市幸町二二 定価一五〇円